

事 務 連 絡
令和 6 年 1 月 4 日

各厚生労働大臣認可

共済事業実施消費生活協同組合（連合会） 御中

厚生労働省社会・援護局
地域福祉課消費生活協同組合業務室

令和 6 年能登半島地震による災害に対する
緊急特別取扱いについて

令和 6 年能登半島地震にかかる被害に伴い、新潟県、富山県、石川県及び福井県の35市11町 1 村に災害救助法が適用されたところである。

については、共済事業を行う消費生活協同組合及び同連合会において、共済事業規約にかかわらず、被災した共済契約者について、下記の緊急特別取扱いを行って差し支えないものとするので、実施する場合には、別紙様式により届け出られたい。

今後、災害救助法の適用地域が追加された場合も同様とする。

なお、緊急特別取扱い又は被災により窓口業務の一部停止等の措置を講じた場合には、その旨をホームページ等に掲載し、共済契約者等に広く周知するようお願いする。

あわせて、被災者に対する共済金等の支払いについては、可能な限りの便宜措置を講ずるとともに、できる限り迅速に行うよう配慮をお願いする。

記

- (1) 共済掛金の払込期間の延長
- (2) 共済契約の継続手続きの猶予期間の延長
- (3) 共済金の請求に伴う申請書類の一部省略を含む簡素化

以上